

令和2年4月7日

「軽症者等に係る宿泊療養」の措置に伴うリネン類の取扱いについて（暫定）

一般社団法人日本リネンサプライ協会

今回の「軽症者等の宿泊療養」の措置において、ホテル等が使われる場合であって、協力要請があった場合には、可能な限りこれに応じるべきである。

但し、この措置が入院の代替手段として行われるものであり、対象者がPCR検査陽性者であることから、作業従事者等への必要十分な感染予防対策が重要であるので、以下のとおり、対応することを基本とする。

記

1. 使用済みリネン類の廃棄処分について

(1) 今回の「軽症者等に係る宿泊療養」の措置に伴い、ホテル等から発生する使用済みリネン類については、ホテル等及びリネンサプライ会社の作業従事者の生命と健康を守るとともに、懸念される風評被害の発生を予防する等の観点から、原則として、全て廃棄処分するものとする。

(2) なお、廃棄処分の実施について、あらかじめ、関係者（自治体、ホテル等、リネンサプライ会社等）の間で、当該施設の実情に即して、実施の方法、時期及び費用負担等を協議する必要がある。

2. 廃棄にするリネン類の一次消毒処理について

(1) 廃棄にするリネン類は、最終的に廃棄されることとなるが、廃棄に至るまでの作業従事者への感染防止、安全確保の観点から、ホテル等において、一次消毒処理を実施することが重要である。

(2) しかし、ホテル等においては、消毒処理設備が整備されていないことが多いことから、今回の措置の場合に限り、一次消毒処理として、厚生労働省の「病院、診療所等の業務委託について」等に規定する消毒方法に代えて、ビニール袋に入れたリネン類に次亜塩素酸の噴霧等を行う消毒方法を許容することとする。

(参考)

- ① ホテル等において、感染症の患者が使用したリネン類の洗濯については、「医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」を参考に実施すること。」(R2.2.5 結核感染症課長、生活衛生課長通知)とされている。(注) 医療機関において消毒が行われることが必要とされている。
- ② 厚生労働省の通知「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」(R2.4.2 事務連絡)に、「(リネン類を) 宿泊施設等において消毒を行わずにクリーニング所に委託を行う場合は、指定洗濯物を取り扱えるクリーニング所に依頼する」という記述がある。